

男女共同参画推進の施策に関する 意見の申出対応マニュアル



宇都宮市

はじめに

本市では、男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現を目指し、平成15年7月1日に「宇都宮市男女共同参画推進条例」を施行しました。

条例では、市が行うべき基本的施策として第13条に「施策に関する意見の申出への対応」を規定し、男女共同参画の推進に関する施策についての意見に適切に対応することとなっています。

このたび、宇都宮市男女共同参画推進委員会のメンバー等の協力を得て、市民等から寄せられる意見に対し適切な対応を行うための留意点等をまとめた「男女共同参画推進の施策に関する意見の申出対応マニュアル」を作成いたしました。

男女共同参画の推進に関する施策への意見は、男女共同参画課だけでなく、すべての部署に直接寄せられることもあると思われます。職員一人ひとりが、常に男女共同参画意識を持ち、意見を見過ごすことなく対応していただくよう、全庁的な協力をお願いいたします。

今後、このマニュアルが、職員の男女共同参画推進に関する施策への意見の申出に対する理解を深め、問題の解決にあたって活用されることを期待いたします。

目 次

概 要.....	1
1 施策に関する意見の申出とは何か	1
(1) 施策に関する意見の申出が定められた意義.....	2
(2) 施策に関する意見の申出の該当事項.....	2
2 申出者の範囲	5
3 申出への対応	5
4 男女共同参画推進委員会の役割.....	6
5 男女共同参画審議会の役割.....	7
事務処理	8
1 意見の申出の受付	8
(1) 受付にあたっての心得.....	8
(2) 申出の受付事務.....	9
2 申出内容の精査.....	10
3 対応案の作成	11
4 男女共同参画推進委員会での検討	11
(1) 対応案の検討	11
(2) 審議会への諮問についての判断.....	11
5 男女共同参画審議会での審議	12
6 対応案の再調整.....	12
7 対応の決定	12
8 申出人への回答および審議会への報告	13
9 対応処理状況の公表.....	13
10 施策への反映.....	13
注意事項	14
1 職員の姿勢.....	14
2 マニュアルの改訂	14
事 例.....	15
事例1 夫・パートナーからの暴力の対策が不十分.....	15
事例2 女性像の公共施設への設置 ~愛媛県~	16
事例3 子育て支援センターの相談事業の広報 ~島根県~	17
事例4 ミスコンテストの後援 ~愛媛県~	18
参考資料.....	19
1 男女共同参画社会基本法.....	19
2 宇都宮市男女共同参画推進条例.....	25
3 宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則.....	30
4 男女共同参画に関する意見の申出に関する要綱.....	32
5 宇都宮市男女共同参画推進委員会設置要領.....	36

概 要

1 施策に関する意見の申出とは何か

宇都宮市男女共同参画推進条例

(施策に関する意見の申出への対応)

第 13 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出の対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）では、第 17 条において「苦情の処理等」について定めています。（下記参照）このことは、地方公共団体においても定めるよう義務付けてはいません。しかし、基本法の第 9 条¹により、地方公共団体には国の施策に準じた施策等を行う責務があり、この「国の施策」に「苦情の処理等」も含まれることから、本市においても定めを設けています。

基本法の「苦情の処理等」には、以下の 2 点が含まれています。

施策に対する苦情の処理に対し必要な措置を講ずること

人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講ずること

本市の宇都宮市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）では、この 2 点については、第 13 条で、 については、第 22 条でそれぞれ別に定めています。

ここでは、 の条例第 13 条で規定する「施策に関する意見の申出」（基本法においては、「苦情」といっていますが、本市の条例では「意見」といっています。）に関する概要と事務処理について説明します。

男女共同参画基本法

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

¹ (地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 施策に関する意見の申出が定められた意義

国においては、「施策についての苦情の処理」の重要性について以下のように述べています。

「施策についての苦情は、苦情を申し出た国民の権利・利益を簡易・迅速に、かつ個々の事案の事情に照らして柔軟に救済するという観点から重要である。さらに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策は広範・多岐にわたることから、施策の改善について行政の自主性にのみ期待するだけでは不十分である。関係施策に対する国民の苦情や意見を幅広く把握し、これを適切に施策に反映させていく上で苦情の処理は有用な手段であり、国民からの期待も大きい。このため、システムを充実・強化させることは、行政の信頼性を高めるとともに、苦情の申し立てという行政への参加を通じて民主主義を活性化することにもつながる。」(「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について」(平成14年10月17日男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会)の「はじめに」から抜粋)

本市においても、施策に関する市民の意見を広く把握し、その反映に努めることは、行政運営上における、透明性、信頼性の向上を図るためにも必要です。また、条例が市民と市が共に推進する協働型の推進条例である事からも、市民の推進への主体的な関わりは大変重要になってきます。

こうしたことから、条例に定めた「施策に関する意見の申出への対応」を正しく理解し、意見に対し適切な対応を行う必要があります。

(2) 施策に関する意見の申出の該当事項

施策に関する意見の申出の対象となるのは、男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策であり、個々の市民等に対して行った許認可、審査、取締り、個々の民事間における苦情の申出等は含みません。また、次のいずれかに該当するときは、申出の対象になりません。

申出の対象外

判決、裁決等により確定した事項及び裁判所において係争中の事案に関する事項
行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
専ら私人間の紛争の解決を目的としている事項
宇都宮市男女共同参画審議会の行為に関する事項(審議会が既に判断した事項)
他の法令に基づき処理すべき事項
その他、市長が適当でないとする事項

さらに、前述したように、個々の性別による権利侵害に関わる相談（人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置）は、第 22 条（性別による権利侵害等に関する相談への対応）で対応することとなりますので申出の対象からは除外されます。

では、申出の対象となる「男女共同参画の推進に関する施策」や「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」とは、どのようなものを指すのでしょうか。

男女共同参画の推進に関する施策

男女共同参画の推進に関する施策は「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」(以下「パートナープラン」という。)に盛り込まれ、実施をしています。すなわち、パートナープランに計上している事業は全て「男女共同参画の推進に関する施策」となります。

男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策

地方公共団体の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、施策の実施に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、直接的に男女共同参画の推進に関する施策ではなくとも、結果的に男女共同参画の推進に影響を及ぼすことがあり得ます。そのため、基本法の第 15 条²では、国及び地方公共団体は、施策の策定に当たっては男女共同参画社会の形成に配慮しなければならないとしています。

「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」とは、基本法第 15 条に規定する「男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策」と同義ととらえますので、影響の度合いはともあれ、およそ市が策定、実施する施策は全てこれに含まれると理解できます。

また、「施策に関する意見」は次の 2 つに大別されます。

市の実施する施策・制度のあり方への意見

市の実施する施策・制度の運用を含む業務運営のあり方への意見

²（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

意見の申出の「対象」と「意見の区分」から、どのような「意見の申出」が考えられるか具体例を用いてみます。

【考えられる意見の申出】

意見の区分 申出の対象	施策のあり方への意見	施策の業務運営のあり方への意見
男女共同参画の推進に関する施策	パートナープラン計上事業の実施状況が不十分 例) DV 被害者に対する保護と自立支援が不十分	パートナープラン計上事業の実施にあたって不適切な運用を行う。 例) DV 被害者への対応の際、差別的な振る舞いをする。
男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策	施策の策定・実施時において性別による固定的役割分担意識により男女の参画機会を制限している 例) 市の施設を造るに当たり、女子トイレのみにベビーベットの設置する	市の発行する刊行物に性別による固定的役割分担意識に基づく表現を使用する。 例) 育児・介護に関するパンフレットに女性のみ対象にした表現を行う

以上のように、あらゆる場面に「施策の関する意見の申出の該当事項」が存在します。常に、男女共同参画意識をもった施策の立案・実施・運営を行うよう心がけましょう。

「宇都宮市男女行動計画 うつのみやパートナープラン」とは

男女共同参画社会の実現をめざし、平成15年度から平成19年度までに、市が行う施策・事業の計画です。宇都宮市男女共同参画推進条例に基づく初めての行動計画として平成16年2月に策定しました。

プランは、以下の3つの基本目標にむかって施策・事業を展開しています。

- 基本目標 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重
- 基本目標 あらゆる分野における男女の参画機会の確保
- 基本目標 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

2 申出者の範囲

宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則

(申出者及び相談者)

第2条 条例第13条第1項の意見の申出(以下「意見の申出」という。)及び条例第22条の相談を行うことができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有するもの
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に通勤する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

施策に関する意見の原因は、市内で発生することがほとんどであると予想されます。したがって申出者は、宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則(以下「施行規則」という。)により、市内在住または市内に通勤・通学する者、および市内の事業所等に限定しています。

3 申出への対応

男女共同参画推進に関する意見の申出に関する要綱

(対応)

第4条 前条の申出を受けたときは、「男女共同参画の推進に関する施策」又は「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」について市の関係課・所管課より、対応案の提出を受けるものとし、男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)において、その内容の重要性、緊急性を考慮し、宇都宮市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)への諮問について判断する。

(審議会への諮問及び答申)

第5条 条例第13条第2項の規定により必要に応じて審議会へ市の対応案を諮問し、審議会の意見を聴くものとする。

(対応の通知)

第6条 委員会は、各課からの対応案について、審議会からの意見のあるもの場合はその意見を尊重しつつ関係課等と再調整し、対応を決定し、申出人に対してその内容を申出対応通知書(別記様式2)により通知するものとする。

意見の申出を受けたときは、まず、その問題の担当部署にて、男女共同参画課と連携しながら対応案を考えます。その後、庁内の男女共同参画推進組織である「宇都宮市男女共同参画推進委員会」(以下「推進委員会」という。)において協議します。推進委員会では、対応の内容はもちろんのこと、申出の内容の重要性や緊急性を考慮して宇都宮市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くかどうかも協議します。

推進委員会において、審議会の意見を聴くことが適当と判断した場合、市は、審議会に市の対応案を諮問します。審議会は条例第13条2項³に基づき申出への対応について意見を述べます。

推進委員会は、審議会の意見を尊重しつつ、担当部署と再度調整を行い、対応を決定します。また、決定した対応について、その内容を対応通知書によって申出人に通知します。

申出に対する対応は、個々の事例により異なります。容易に改善できることもあれば、多額の予算や制度の大規模な改正が必要となるため、長期的に取り組まなければならないこともあります。また、申出として妥当でないと感じる内容もあるかもしれません。

いずれの場合も、大切なのは、なぜそのような申出が出されたのか、問題の背景を十分調査し、先入観や前例にとらわれることなく施策を見直す姿勢です。

施策に関する市民の意見を広く把握し、その反映に努めることは、行政運営上における、透明性、信頼性の向上を図るためにも必要です。また、市民の市政への主体的な関わりは民主主義の活性化という点からも大変重要です。

意見の申出を受けたら、市政の発展や男女共同参画の推進のために、よりよい方向での対応をしっかりと検討しましょう。

4 男女共同参画推進委員会の役割

男女共同参画推進委員会は、行動計画の策定又は変更及びその他男女共同参画に関する施策等について検討するために設置されています。(宇都宮市男女共同参画推進委

³ (施策に関する意見の申出への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

員会設置要領 第1条)事務局は男女共同参画に置きます。

推進委員会には意見の申出に対して以下の役割があります。

- (1) 申出に対する対応の内容を協議する
- (2) 市の対応案について審議会に意見を聴くかどうかを判断する
- (3) 審議会の意見を聴いた場合、審議会の意見を尊重し、市の対応の最終決定を行う
- (4) 決定した対応について、その内容に対応通知書によって申出人に通知する

推進委員会は、市の男女共同参画施策を決定する機関として大変重要な役割を果たします。

推進委員会の決定は、すなわち市の決定となりますので、協議に際しては十分な時間をかけ、慎重に行われる必要があります。

5 男女共同参画審議会の役割

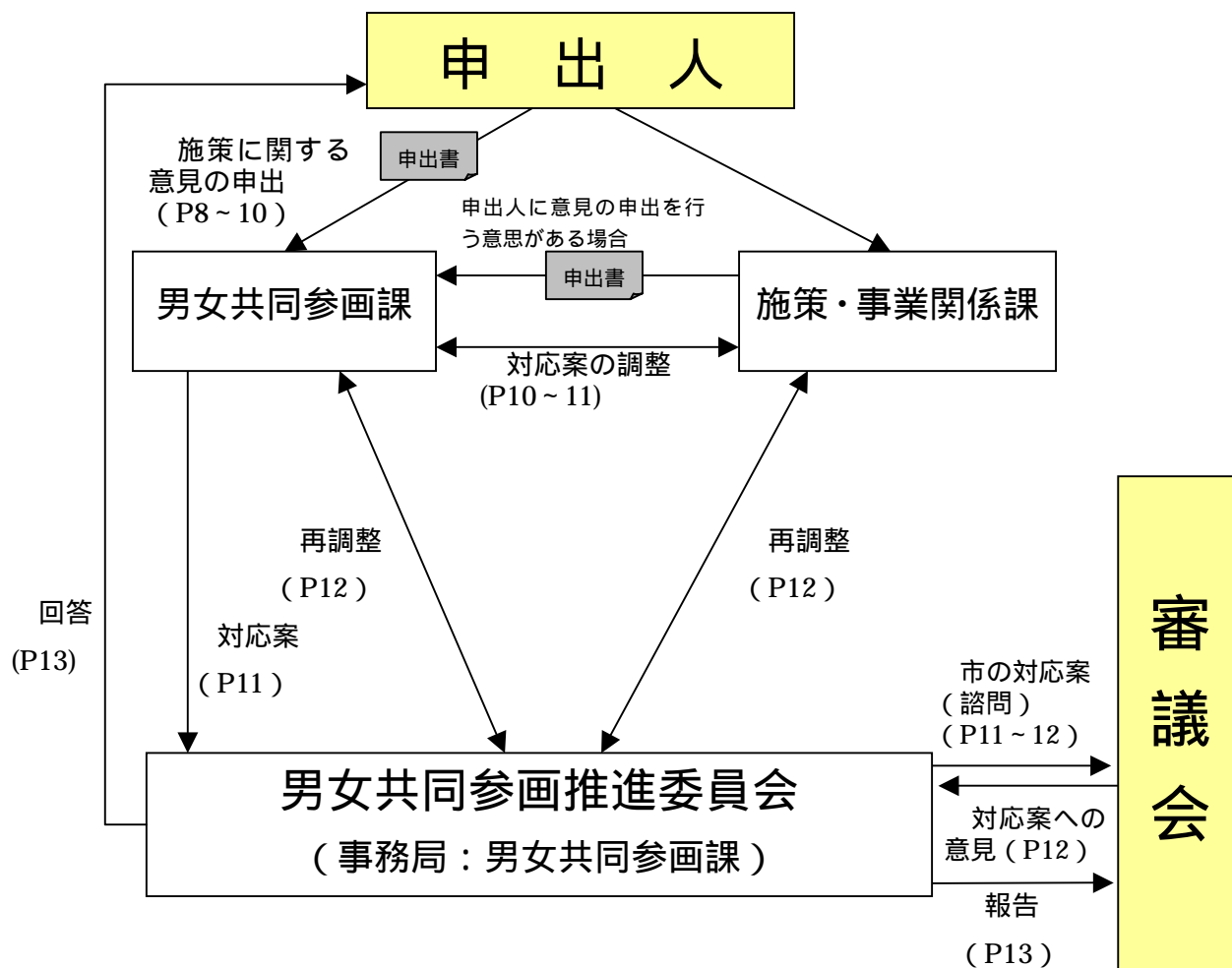
前述のとおり、審議会は、市長の諮問に応じ、意見の申出への対応について意見を述べるすることができます。

審議会の意見を聴くこととしているのは、対応について客観的に検討するため、第三者的な立場の者の意見を聴くためです。

ですから、審議会には客観的で冷静な検討が求められますし、また、市はその意見を十分尊重する必要があるのです。

事務処理

【事務処理フロー】



1 意見の申出の受付

(1) 受付にあたっての心得

男女共同参画に関する問題は、長年にわたる性別による固定的役割分担意識などの影響から、明らかになりにくいという面があります。

申出者本人も、何か漠然とした不満を抱えているが、それが男女共同参画に関する問題であると気づいていないこともあるかもしれません。

そうしたとき、受け付けた職員の男女共同参画意識が高ければ、申出人の不満をきちんと整理し、問題を見過ごすことなく処理することができるでしょう。申出の該当事項は多岐にわたります。男女共同参画課職員だけでなく、すべての職員が日ごろから男女共同参画意識を持って職務に携わっていることが大切です。

また、意見の申出の該当事項となっていない性別による権利侵害に対する相談の中に、施策に関する意見の申出となるべき問題が隠れていることもあります。相談

の場においても、問題を見過ごさないよう注意しましょう。もし、相談の中で、意見の申出として処理することが適当と思われることがある場合は、申出人の意思を確認した上で、意見の申出として対応するかどうか判断します。

(2) 申出の受付事務

申出人が、「意見申出書(様式1)」(34ページ参照)(以下「申出書」という。)を提出する場合は、男女共同参画課と男女共同参画推進センターにて受け付けます。

男女共同参画課以外の関係部署で申出を受けた場合で、意見の内容が男女共同参画推進の施策に関する意見の申出に該当すると思われるときは、本人の意思を確認し、申出書を提出する意思のある場合は、男女共同参画課または男女共同参画推進センターにつないでください。

男女共同参画課および男女共同参画推進センターでは、以下の項目に記入漏れがないかどうか確認し、申出書を受理します。

申出の年月日

申出を行う者の住所・氏名・電話番号(法人その他の団体にあつては、事務所・事業所の所在地、名称、代表者の氏名)

申出人が申出人としての要件を満たしているかどうかを忘れずに確認します。
(申出者の範囲については、5ページ参照)

申出の理由

市の事業や取組について、改善してもらいたいことや提言などを簡潔に記入

申出の概要

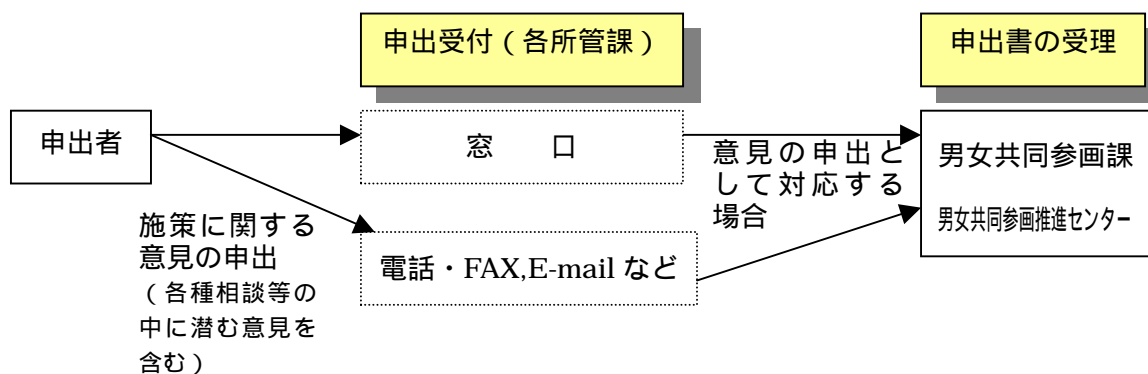
いつ、どこで、どんなことがあったのか、なぜ、男女共同参画の推進に影響を及ぼすのかを記入

他の機関への相談等の状況

意見の申出の該当事項にあたるか確認します。(非該当事項については、2ページ参照)

申出が直接、窓口での対応でなかった場合(電話やFAX,E-mail等)は、後日、申出者に申出書を持参、郵送、FAX、またはE-mailにて男女共同参画課に提出してもらいます。

【申出書受付フロー】



申出への対応の回答までには、推進委員会での協議や審議会での審議時間を含めると、少なくとも2～3ヶ月は要します。この点についても、あらかじめ申出者に伝え、回答までにそれ以上時間を要する場合は、その旨を進捗状況とあわせて申出者に随時連絡します。

2 申出内容の精査

- (1) 男女共同参画課で、申出の内容が該当事項にあてはまるかどうか確認します。(2ページ参照)

該当事項でなかった場合は、なぜ受理できないかを申出人によく説明し、納得してもらいましょう。

- (2) 男女共同参画と施策・事業関係課またはその他の所管課(以下「関係課」という。)で申出の事項について調査します。

施策のあり方への申出か、施策の業務運営のあり方への申出か。

男女共同参画施策そのものに対する申出なのか、施策の運営のあり方に関する申出なのかを正確に把握し、相手の要望に沿った対応をしましょう。

関係課はどこか。

特に施策の業務運営のあり方への申出の場合、関係課が複数にわたる場合があります。注意しましょう。

申出の内容・趣旨を正確に把握する。

申出人に再度話を聴く必要が生じることもあります。その際、尋問とならないよう気をつけましょう。

3 対応案の作成

関係課で申出への対応案をつくります。

対応の方針については男女共同参画社会の理念に反した対応とならないよう、男女共同参画課と協議しながら決定します。

4 男女共同参画推進委員会での検討

男女共同参画推進委員会では、関係課と男女共同参画課で作成した意見の申出への対応案の検討を行います。また、申出内容の緊急性・重要性を考慮して審議会への諮問について判断します。

(1) 対応案の検討

- ・ 意見の申出に対しては、申出者の意図を正確に理解したうえで、男女共同参画社会の理念に反しない公平性のある対応が求められます。
- ・ 申出内容には男女共同参画の推進に積極的な意見だけでなく、批判的な意見もあると考えられます。その場合も、男女共同参画社会の理念に基づき、冷静な判断を行うことが求められます。
- ・ また、申出内容を施策に反映できない場合も、代替案がないか十分に検討する必要があります。
- ・ 対応に予算措置が必要となる場合もありますので、それらも念頭におき、対応案を検討します。

(2) 審議会への諮問についての判断

申出内容の緊急性・重要性（下記 ， ）を考慮し、審議会へ諮問するかどうかを判断します。

緊急性があるか

申出の対応は、審議会への諮問の手続きなどで時間がかかることがあります。緊急性を要する事項の場合は、迅速な対応のため庁内で処理します。この場合、対応処理の内容について後日審議会に報告します。

どの程度の重要性があるか。

意見の申出は、内容がどんなものであっても、すべて重要な案件として対応しなければなりません。ですから、基本的には申出への対応はすべて審議会に諮問し、意見を聴きます。

しかし、対応が多くの人に影響を及ぼすことがなく予算等の措置の必要ないもの、また、対応処理の軽微なものについては、事務の煩雑化・長期化を防ぐため、庁内で処理します。

5 男女共同参画審議会での審議

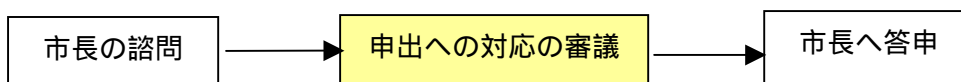
(庁内で処理する場合は「7 申出人への回答および審議会への報告」へ)

男女共同参画推進委員会で審議会への諮問を決定した場合、審議会は市長の諮問に応じ意見の申出の対応について意見を述べます。審議会の運営は男女共同参画課が事務局となります。

注) 審議の際、申出人の個人情報については、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、適切に対応することが必要です。

また、審議会委員は特別職ですので、地方公務員法上の守秘義務は適用されません。審議上、個人情報の開示がどうしても必要な場合には、宣誓書を聴取するなどの対応が必要です。

【審議会のフロー】



6 対応案の再調整

推進委員会は、審議会からの答申を受けたら、関係課との再調整を行い最終的な対応案を協議します。このとき、審議会の意見を最大限尊重します。

また、対応に当たって、庁内合意を図る必要があるかどうか判断します。

7 対応の決定

対応に当たって庁内合意を図る必要がないと判断された対応案に関しては、推進委員会での決定を市の決定とみなし、「8 申出人への回答および審議会への報告」以下の手続きを取ります。

推進委員会において庁内合意を図る必要があると判断された対応案は、通常の庁内合意の手続きを経た後、市の決定とします。

8 申出人への回答および審議会への報告

- (1) 対応が決定したら，申出人に対し，その内容を「申出対応通知書」(P35参照)により通知します。

申出内容を施策に反映できないときもあります。その場合，反映できない理由を明確に示すことを心がけましょう。説明責任を果たすことで，行政に対する信頼性を高め，市民の行政への参画を，より活性化することにもつながります。

- (2) 審議会に対しても，対応の決定について報告します。そのほか，市長は，毎年1回，意見申出の対応処理の内容について審議会へ報告することとなっています。

男女共同参画推進に関する意見の申出に関する要綱

(報告)

第7条 市長は，毎年1回，意見申出の対応処理の内容について，審議会に報告するものとする。

9 対応処理状況の公表

対応処理の内容については，概要をホームページで積極的に市民に公表します。公表することで市民の男女共同参画意識の啓発にもつながります。

10 施策への反映

決定した対応は，すみやかに施策に反映させる必要があります。

ただし，対応に予算措置が必要なものに関しては，その実施時期や手法等について庁内での手続きを経た上で，予算を確保していくことになります。

注意事項

1 職員の姿勢

これまで、「常識」とされてきたことの中にも、男女共同参画に関する問題が潜んでいることがあります。悩みや不満を抱えつつも、固定観念にとらわれ、単に自分が「非常識」なのではないか、とためらいながら申出をする市民に対し、あなたはどれだけ共感を持って接することができるでしょうか。

大切なのは、固定観念にとらわれることなく申出に対応する職員の姿勢です。

職員は、以下の点を常に念頭において行動しましょう。

- 1．常に男女共同参画の視点から物事を感じ、考えることで、必要な感性を養いましょう。
- 2．市の機能や施策等全般を把握し、広範な知識を身に付けましょう。
- 3．男女共同参画に関する諸制度、施策、現状等、必要な知識を身に付け、社会に対する目配りを忘れないようにしましょう。
- 4．感情が高ぶっているために話を整理できなかつたり、自分の考えを人に伝えることになれていなかつたりするような申出人からも上手に話を引き出し、申出の趣旨を正しく理解できるようにしましょう。

男女共同参画課では、男女共同参画に関する研修会や刊行物などにより職員への働きかけを行います。それらに積極的に参加したり、情報の収集に努めるなど、職員は、自らの知識と意識の向上に努めてください。

2 マニュアルの改訂

今後、事例を積み重ねることで、マニュアルの運営上で生じた問題点を発見・整理し、マニュアルの改訂を行います。

事 例

ここでは、国の発行する「苦情処理ガイドブック」に掲載されている、実際に国や地方公共団体に対して申出のあった事例の中から代表的なものをいくつか紹介します。

事例1 夫・パートナーからの暴力の対策が不十分

（苦情の趣旨）

夫から暴力をふるわれており、離婚したい。結婚退職以降、仕事をしてこなかったが、経済的に自立して子を育てていきたいと考えている。しかし、行政の支援策が不十分ではないか。

（対応）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の規定による配偶者暴力相談支援センターとして位置付けられている女性センターに夫の暴力に悩んでいるとの相談があり、状況が切迫していたため、子どもとともに婦人相談所で一時保護した。現在は婦人相談所を退所し、生活保護を受けつつ、離婚調停中である。

本人は経済的にも自立したいと強く望んでいるが、結婚退職以降の空白期間が長く、子どももまだ幼いため、就職先が見つからず悩んでいる。

女性センターでは継続して相談にのっているが、一時保護施設退所後の行政の支援が不十分であるとの不満が繰り返し述べられているため、本人に確認をとった上で「施策についての苦情」としても受け付け、対応することとなった。

他の被害者からも意見等を聴いて検討し、公営住宅への優先入居、職業能力訓練校での優先受講、一時貸付制度（無利子）の創設等の諸施策を講じることとした。

人権侵害に関する相談であっても、解決のために必要な調査を実施し、事件の背景を探っていく中で、関係施策の問題点が浮かび上がることがあります。相談者の救済と合わせて、施策の問題点についても検討し、再び同じように苦しむ被害者が出ないように、改善していく努力が求められます。

なお、人権侵害相談から施策への苦情につなげていくに当たっては、相談者の意向を十分に確認してください。

事例2 女性像の公共施設への設置 ～愛媛県～

(苦情の趣旨)

県の公共施設に半裸の女性像が設置されているが、女性の裸像を鑑賞物として扱うことは女性を性的象徴として扱うものであり、公共の場に置くことはふさわしくないので、撤去を求める。

(対応)

男女共同参画推進委員が当該作品を設置した際の経緯や、設置以降、同趣旨の意見等が出されていないかなどを調査した。

「芸術作品は見る人の主観によって様々に解釈されるものであり、明確な判断基準を設けること自体が困難であることから、個々の事例に応じて適否を判断する必要があるが、今回の作品を公共施設に設置することについては問題ない」と判断し、その旨を申出人に通知した。

芸術・文化振興のため、一般住民の目に触れやすい公共の場に芸術作品を設置したことが、男女共同参画社会の形成を阻害すると受け止められてしまったものです。

「男女共同参画社会の形成を阻害する」表現とは、例えば性別による役割分担意識を押し付ける、女性に対する暴力を助長する、女性の性的側面を過度に誇張するといったものが考えられます。

同じ作品を見ても、受ける印象は人によって様々であり、空間の公共性、一般的な受け止められ方等も勘案しながら、多様な立場から幅広く意見を聴き、議論する必要があります。

事例3 子育て支援センターの相談事業の広報 ～島根県～

(苦情の内容)

県が作成した、子育て支援センターの相談事業を広報するためのちらしに、母と子のイラストが描かれ、「お母さん、一人で悩まないで」と見出しがついている。これは、固定的な性別役割分担意識にとらわれており、育児は母親だけがするものという固定観念を植え付ける。

(対応)

苦情処理委員が施策担当課に説明を求めたところ、不注意に作成したものと分かった。委員から知事に対し、

今後、同施設のちらし等広報物を作成する際には、性別による固定的な役割分担を助長し、連想させるような表現とならないよう、イラスト・見出し等に配慮すること

県が作成する広報物全般について男女共同参画の視点から見直すことと、意見を述べた。

これを受け、施策担当課ではちらしの内容を見直し、作成済みのちらしを配布する際には「父親を含めて子育てをしている誰でもが相談できる」旨の注意を添えた。また、男女共同参画担当課では、県が作成する広報・出版物に関するガイドラインを定め、各課の広報担当者を対象に研修を行った。

「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」(内閣府男女共同参画局)では、表現上の留意点として次の項目を挙げています。

1. 男女いずれかに偏った表現になっていませんか？
2. 性別によってイメージを固定化した表現になっていませんか？
3. 男女を対等な関係で描いていますか？
4. 男女で異なった表現を使っていませんか？
5. 女性をむやみに“アイキャッチャー”にしていませんか？

宇都宮市でも、「男女共同参画の視点からのガイドライン」の作成・活用に努めています。

事例4 ミスコンテストの後援 ～愛媛県～

(苦情の趣旨)

団体が開催したミスコンテストを県が後援していたが、ミスコンテストは主に容姿によって女性を選別する女性差別に当たるので、今後、一切のミスコンテストの主催・共催をやめるよう要望する。

(対応)

男女共同参画推進委員が施策担当課に事情を聴くとともに全庁的に調査したところ、他の部署でもミスコンテスト等により選ばれた女性をキャンペーン等に活用している例があった。

県の状況のほか、全国の類似の事例で名称の改正や年齢制限・未婚者限定・性別限定等の募集要件の見直しが行われていることなどから、「ミスコンテストへの関与(後援と審査員の派遣)は直ちにやめるべきである。また、『ミス』等を活用した事業の実施方法等を見直すよう庁内の意識改革を進めるべきである」と助言することとした。

これを受け、施策担当課では今後はミスコンテストへの後援を行わないこととした。また、男女共同参画推進本部が、県として今後ミスコンテストへの後援等を行わないこと、「ミス」を式典の介添え等補助的な役割のみで活用しないことを決定し、庁内に周知した。

イベント・広報活動等において、若い女性により注目を集め、親しみを持ってもらうことがあります。しかし、女性の性的側面のみが強調されていたり、内容とは無関係な「飾り物」として扱われていたりすると、女性をおとしめているように受け取られることがあるかもしれません。

行政機関として行うイベント等の立案・実施時においては、女性の人権の尊重を十分念頭におく必要があります。

また、「イベント等で表に立って国民・住民に呼びかけたり、接したりする役割には、ソフトで華やかな印象を与える若い女性がふさわしい」といった思い込みがあると、男性を始め国民・住民が広く参加する機会を制限してしまうことにもなります。そもそもの目的を達成するために最も効果的な手法を検討してみましょう。

参考資料

1 男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号 平成11年6月23日公布・施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又

は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはな

らない。

第1項第二号の議員のうち，男女のいずれか一方の議員の数は，同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

第1項第二号の議員は，非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は，2年とする。ただし，補欠の議員の任期は，前任者の残任期間とする。

前条第1項第二号の議員は，再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は，その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長に対し，監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出，意見の開陳，説明その他必要な協力を求めることができる。

会議は，その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは，前項に規定する者以外の者に対しても，必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか，会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は，政令で定める。

附則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は，公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は，廃止する。

2 宇都宮市男女共同参画推進条例

(平成15年宇都宮市条例第29号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をはじめとした国際的な取組と連動して進められ、男女共同参画社会基本法などの法律や制度が整備されてきた。

宇都宮市においては、国内外の動向を考慮しつつ、本市の実情に応じた男女共同参画に関する様々な施策を積極的に展開してきた。

しかしながら、社会的又は文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる考え方が依然として存在し、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらに、配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題が未だに残されている。

このような状況の中、少子高齢社会の到来、国際化及び高度情報化の急速な進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた宇都宮市を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が緊要である。

ここに、宇都宮市は、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付け、次世代を担う子どもたちに夢と誇りをもって引き継げる都市を築くため、市民、事業者、市が相互に協力し、及び連携し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市民、事業者、市等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとられることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条各号に規定する事項(以下「基本理念」という。)にのっとり、社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、市民及び事業者と相互に協力し、及び連携し、一体となって実施する責務を有する。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者(以下「教育関係者」という。)は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映すること

ができるよう必要な措置を講ずるとともに、宇都宮市男女共同参画審議会（第23条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（意識の啓発）

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

（活動の支援）

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（体制の整備等）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（施策に関する意見の申出への対応）

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

（積極的改善措置）

第14条 市は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置（以下「積極的改善措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（年次報告）

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

第3章 各分野での取組等

(家庭での取組等)

第17条 家族を構成する者は、相互の理解の下に、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(職場での取組等)

第18条 事業者は、事業活動において男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 市は、第1項の規定に基づき機会の確保が図られ、及び前項の規定に基づき職場環境の整備が促進されるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、必要があると認めるときは、事業者に対して、男女共同参画の推進に関する広報及び男女共同参画の状況等の把握について協力を求めるものとする。

(教育分野での取組等)

第19条 教育関係者は、自ら男女共同参画の推進について研さんし、男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動を通じて、その教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が増進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域での取組等)

第20条 地域住民の組織である公共的団体の構成員は、自主的な啓発活動を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市は、前項の構成員と連携を図りながら、同項の自主的な啓発活動の実施に協力するよう努めるものとする。

第4章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第21条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、その配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第22条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

第5章 宇都宮市男女共同参画審議会

第23条 市に、宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 行動計画の策定又は変更について、第8条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき意見を述べること。

(2) 意見の申出への対応について、第13条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 委任

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する

3 宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則

(宇都宮市規則第47号)

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市男女共同参画推進条例(平成15年条例第29号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申出者及び相談者)

第2条 条例第13条第1項の意見の申出(以下「意見の申出」という。)及び条例第22条の相談を行うことができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に通勤する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(申出及び対応の通知)

第3条 申出は、次に掲げる事項を記載した意見申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 申出を行う者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)並びに電話番号
- (2) 申出の理由
- (3) 申出の概要
- (4) 他の機関への相談等の状況
- (5) 申出の年月日

2 市長は、意見の申出への対応を決定したときは、その内容を申出対応通知書により当該申出を行った者に通知するものとする。

(委員)

第4条 宇都宮市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(審議会の運営)

第10条 前6条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(様式)

第11条 この規則に規定する意見申出書の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

4 男女共同参画に関する意見の申出に関する要綱

(趣旨)

第1条 宇都宮市男女共同参画推進条例(平成15年市条例第29号。以下「条例」という。)及び宇都宮市男女共同参画男女共同参画推進条例施行規則(平成15年市規則第47号。以下「規則」という。)に定める意見の申出に関する手続きについては、別に定めのある場合を除き、この要綱の定めるところにより行うものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(意見申出書)

第3条 規則第3条に規定する申出は、意見申出書(別記様式1)によるものとする。

(対応)

第4条 前条の申出を受けたときは、「男女共同参画の推進に関する施策」又は「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」について市の関係課・所管課より、対応案の提出を受けるものとし、男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)において、その内容の重要性、緊急性を考慮し、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)への諮問について判断する。

2 前条の申出を受けることができるものは、次に掲げる事項に該当するものを除くものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項及び裁判所において係争中の事案に関する事項
- (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 専ら私人間の紛争の解決を目的としている事項
- (6) 宇都宮市男女共同参画審議会の行為に関する事項(審議会が既に判断した事項)
- (7) 他の法令に基づき処理すべき事項
- (8) その他、市長が適当でないと認める事項

(審議会への諮問及び答申)

第5条 条例13条第2項の規定により必要に応じて審議会へ市の対応案を諮問し、審議会の意見を聴くものとする。

(対応の通知)

第6条 委員会は、各課からの対応案について、審議会からの意見のあるもの場合はその意見を尊重しつつ関係課等と再調整し、対応を決定し、申出人に対してその内容を申出対応通知書(別記様式2)により通知するものとする。

(報告)

第7条 市長は、毎年1回、意見申出の対応処理の内容について、審議会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

別記様式 1 (第 3 条関係)

意見申出書

平成 年 月 日

宇都宮市長宛

(申出人)郵便番号 -

住 所 法人その他の団体にあつては事務所又は
事業所の所在地氏 名 法人その他の団体にあつてはその名称
及び代表者の氏名

電話番号 () -

宇都宮市男女共同参画推進条例第 13 条第 1 項により、次のとおり申出をします。

申出の理由	<p>市に意見を申し出る理由を簡潔に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の事業や取り組みについて、改善してもらいたいことや提言など。
申出の概要	<p>内容を具体的に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこで、どんなことがあったのか、なぜ、男女共同参画の推進に影響を及ぼすのかを記入してください。
関係する市の部署等の名称	
他の機関への相談等の状況	<p>している していない 該当 にレ点を記入してください。</p> <p>相談等をしている場合は、具体的に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務局、人権擁護委員、雇用均等室、警察署、県などに相談の場合は、その時期、内容などを記入してください。 ・訴訟、不服審査請求、陳情などを行った又は行っている場合も、同様に記入してください。
配慮を望む事項等	<p>市から連絡をする際に都合の良い時間帯や連絡方法の指定などで、特に配慮が必要な事項がある場合は記入してください。</p>

No

別記様式 1 (第 3 条関係)

意見申出書

平成 年 月 日

宇都宮市長宛

(申出人) 郵便番号 -

住 所

氏 名

電話番号 () -

宇都宮市男女共同参画推進条例第 13 条第 1 項により、次のとおり申出をします。

申出の理由	市に意見を申し出る理由を簡潔に記入してください。
申出の概要	内容を具体的に記入してください。
関係する市の部署等の名称	
他の機関への相談等の状況	している していない 該当 にレ点を記入してください。
	相談等をしている場合は、具体的に記入してください。
配慮を望む事項等	

申出対応通知書

平成 年 月 日

(申出人)

住 所 法人その他の団体にあつては事務所又は
事業所の所在地

氏 名 法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名

電話番号 () -

宇 都 宮 市 長 印

平成 年 月 日付けで申出のあつた事案 (No) について、下記のように
対応したので通知します。

申出事案	
対応内容	
	審議会からの意見

5 宇都宮市男女共同参画推進委員会設置要領

(設置の目的)

第1条 行動計画の策定又は変更及びその他男女共同参画に関する施策等について検討するため、男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の原案の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画関連施策等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民生活部長を、副委員長は市民生活部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理で出席することができる。

(幹事会)

第5条 委員会に次の各号に掲げる事務を所掌するため、幹事会を置く。

- (1) 行動計画の原案の作成に関すること。
 - (2) その他男女共同参画関連施策等の調査研究に関すること。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。
 - 3 幹事長は、市民生活部次長を、副幹事長は男女共同参画課長をもって充てる。
 - 4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
 - 5 幹事会は、幹事長が招集し、会議を主宰する。
 - 6 第3条第4項及び第5項並びに前条第2項及び第3項の規定は、幹事会について準用する。

(作業部会)

第6条 委員会に次の各号に掲げる事務を所掌させるため、作業部会を置く。

- (1) 行動計画の素案の作成に関すること。
- (2) その他男女共同参画関連施策等の調査研究に関すること。
- 2 作業部会は、部会長、副部会長、部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、男女共同参画課長を、副部会長は男女共同参画課推進担当主査をもって充てる。
- 4 部会員は、別表第3に掲げる課等に属する者で当該課長等の推薦を受けた者をもって充てる。
- 5 作業部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。
- 6 第3条第4項及び第5項並びに第4条第2項及び第3項の規定は、作業部会について準用する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、市民生活部男女共同参画課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

総合政策部次長, 行政経営部次長, 市民生活部次長(窓口サービス担当), 保健福祉部次長, 保健福祉部次長(保健衛生担当), 商工部次長, 農務部次長, 教育次長, 教育次長(学校担当)

別表第 2 (第 5 条関係)

政策審議室長, 広報広聴課長, 行政経営課長, 財政課長, 人事課長, 自治振興課長, 青少年課長, 高齢福祉課長, 障害福祉課長, 児童福祉課長, 健康増進課長, 保健予防課長, 商業観光課長, 工業課長, 農林振興課長, 学校教育課長, 生涯学習課長, 農業委員会事務局長

別表第 3 (第 6 条関係)

政策審議室, 広報広聴課, 行政経営課, 財政課, 人事課, 自治振興課, 男女共同参画課, 青少年課, 高齢福祉課, 障害福祉課, 児童福祉課, 健康増進課, 保健予防課, 商業観光課, 工業課, 農林振興課, 学校教育課, 生涯学習課, 農業委員会事務局

宇都宮市 市民生活部 男女共同参画課

平成16年11月